

別表（第2条関係）

種目	品名	対象要件等	耐用年数	限度額 (円)
介護・訓練 支援用具	特殊寝台（訓練用 ベッド）	下肢又は体幹機能障害2級以上（原則として学齢児以上の者）	8	159,200
	特殊マット	①下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。） ②下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児又は重度知的障害者・児（それぞれ原則として3歳以上の者）	5	19,600
	特殊マット （褥瘡予防型）	①下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。） であって、必要と認められる者 ②下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児（3歳以上の者）であって必要と認められる者	5	80,000
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級であって常時介護を要する者（原則として学齢児以上の者）	5	67,000
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上で入浴に介護を要する者（原則として3歳以上の者）	5	82,400
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上で下着交換等にあたって介護を要する者（原則として学齢児以上の者）	5	15,000
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上（原則として3歳以上の者） ※天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	4	159,000
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児（原則として3歳以上の者）	3	33,100
自立生活支 援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であって入浴に介助を要するもの（原則として3歳以上の者） ※住宅改修を伴うものを除く。	8	90,000
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上（原則として学齢児以上の者） ※住宅改修を伴うものを除く。	8	(便器) 4,450 (手すり) 5,400
	頭部保護帽	①平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害 ②重度知的障害者・児又は精神障害者・児でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者	5	36,750
	T字状・棒状の杖	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害	3	4,200
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害で家庭内の移動等において介助を要する者（原則として3歳以上の者） ※住宅改修を伴うものを除く。	8	60,000
	特殊便器	①上肢障害2級以上（原則として学齢児以上の者） ②重度知的障害者・児で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの（原則として学齢児以上の者） ※住宅改修を伴うものを除く。	8	151,200
	火災警報器	障害等級2級以上、重度知的障害者・児又は精神障害者・児1級で火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（当該者・児の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。）	8	15,500
	自動消火器	障害等級2級以上、重度知的障害者・児又は精神障害者・児1級で火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（当該者・児の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。）	8	28,700
	電磁調理器	①視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯） ②重度知的障害者	6	41,000
	歩行時間延長信号 機用小型送信機	視覚障害2級以上（原則として学齢児以上の者）	10	7,000
	聴覚障害者屋内信 号装置	聴覚障害2級以上（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	10	87,400
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	じん臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者（原則として3歳以上の者）	5	51,500
	ネブライザー（吸 入器）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者（原則として学齢児以上の者）	5	36,000
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者（原則として学齢児以上の者）	5	56,400
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	10	17,000
	視覚障害者用体温 計（音声式）	視覚障害2級以上（当該者・児のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	5	9,000
	視覚障害者用体重 パルスオキシメー ター	視覚障害2級以上（当該者・児のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 呼吸器機能障害3級以上若しくは心臓機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって必要と認められる者（原則として3歳以上）	5	18,000
			5	50,000

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能障害若しくは言語機能障害又は肢体不自由であって、発声・発語に著しい障害を有する者（原則として学齢児以上の者）	5	98,800
	情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害 ※障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等	6	100,000
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上（点字が読める者に限る。）	6	383,500
	点字器	視覚障害	5	10,400
	視覚障害者用ICタグレコーダー	視覚障害2級以上	5	63,000
	点字タイプライター	視覚障害2級以上（本人が就学若しくは就労している又は就労が見込まれる者に限る。）	5	63,100
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上（原則として学齢児以上の者）	6	85,000
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上（原則として学齢児以上の者）	6	99,800
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者（原則として学齢児以上の者）	8	198,000
	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上。なお音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	10	(触読式) 10,300 (音声式) 13,300
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの（原則として学齢児以上の者）	5	71,000
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	5	88,900
	人工喉頭	咽頭摘出	5	73,600
	福祉電話（貸与）	難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—	—
	ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—	—
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者・児	—	別に定める額
人工内耳用電池	聴覚障害を有する者であって、人工内耳を装着している者	1	(電池) 3,000円/月 (充電電池) 18,000円	
排泄管理支援用具	ストマ用装具	ストマ造設 ※紙おむつ等との併給は不可 ※複数箇所のストマを造設している者については、恒久的な造設であることが医師の診断書等で確認でき、その必要性が認められる場合は、造設箇所ごとに給付できるものとする。		(蓄便袋) 9,030/月 (蓄尿袋) 11,865/月
	紙おむつ等	①高度の排便機能障害 ②高度の排尿機能障害 ③脳原性運動機能障害かつ意思表示困難な者（原則として3歳以上の者） ※ストマ用装具との併給は不可		12,600/月
	収尿器	高度の排尿機能障害		(男性用) 7,930 (女性用) 8,750
住宅改修費	居室生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を有する学齢児以上の者であって、障害等級3級以上のもの（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者） ※設置に小規模な住宅改修を伴うもの	原則1回	200,000

注1 上記の日常生活用具の給付対象者は、在宅であることを要件とする。ただし、自立生活支援用具の内の「頭部保護帽」と「T字状・棒状の杖」、情報・意思疎通支援用具の内の「点字器」と「人工喉頭」及び排泄管理支援用具については、在宅以外（入院や施設入所等）も給付対象とする。